

昭和 38 年 6 月 27 日

条例第 31 号

## 大阪市事務分掌条例

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織及び職（以下「組織等」という。）を置く。

政策企画室

危機管理監

経済戦略局

I R 推進局

市 民 局

財 政 局

契約管財局

大阪都市計画局

計画調整局

福 祉 局

健 康 局

こども青少年局

環 境 局

都市整備局

建 設 局

大阪港湾局

第 2 条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策企画室

- (1) 市政に関する総合的かつ基本的な計画及び政策の企画及び立案並びに推進に関する事項
- (2) 秘書に関する事項
- (3) 広報、報道及び広聴に関する事項

危機管理監

- (1) 危機管理の統括に関する事項

経済戦略局

- (1) 観光並びに企業誘致及び国際交流に関する事項
- (2) 産業及び企業支援並びに市場に関する事項
- (3) 市民文化及びスポーツに関する事項
- (4) その他経済戦略に関する事項

I R推進局

- (1) 特定複合観光施設の誘致に関する事項

市 民 局

- (1) 区政、市民の安全及び地域振興その他市民活動の推進に関する事項
- (2) 男女共同参画及び消費生活に関する事項
- (3) 人権尊重の理念の普及その他人権施策の総合企画及び連絡調整に関する事項

財 政 局

- (1) 市の予算、市税その他の財政に関する事項
- (2) 市会に関する事項

契約管財局

- (1) 契約に関する事項
- (2) 公有財産に関する事項

大阪都市計画局

- (1) 大阪府知事の権限に属する都市計画及びまちづくりに関する事項（次号及び第3号に掲げる事項を除く。）
- (2) うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等における広域拠点開発に係る企画、調整及び推進に関する事項
- (3) 大阪のまちづくりグランドデザインに係る企画、調整及び推進に関する事項

計画調整局

- (1) 広域圏計画、都市計画及び地域計画に関する事項（大阪都市計画局が分掌する事項を除く。）
- (2) 建築指導に関する事項
- (3) 都市再生に関する事項（大阪都市計画局が分掌する事項を除く。）

福 祉 局

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項

健 康 局

- (1) 保健衛生に関する事項

こども青少年局

- (1) 児童及び青少年の健全育成に関する事項

環 境 局

- (1) 環境の保全に関する事項  
(2) 廃棄物の処理その他生活環境の清潔保持に関する事項  
(3) 斎場及び霊園に関する事項

都市整備局

- (1) 建築分野における技術的事項の総括に関する事項  
(2) まちづくり事業に関する事項  
(3) 住宅に関する事項  
(4) 市設建築物に関する事項

建 設 局

- (1) 土木分野における技術的事項の総括に関する事項  
(2) 道路、下水道及び河川に関する事項  
(3) 公園及び緑地に関する事項

大阪港湾局

- (1) 港湾及び海岸に関する事項

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（令和8年3月2日条例第1号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
2 大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
別表第1（第9条関係） [(1)~(4) 略] [削る]	別表第1（第9条関係） [(1)~(4) 同左] <u>(5)</u> 万博推進局
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	